

## 平成23年度「福井新々元気宣言」推進に係る施策の実施結果 (平成24年3月末現在)

「福井新々元気宣言」の4つのビジョンを着実に実現していくため、平成23年7月に掲げた施策・事業の実施結果について、次のとおり報告します。

平成24年3月

会計管理者 江川 権一

### I 総括

#### 1 会計事務処理の適正な執行

- 各所属長が、会計事務自己点検により、購入した物品の現物確認や支払、発注等の進捗状況を確認しました。また、その点検状況を会計管理者が所属長ヒアリングにより、適正に執行されていることを確認しました。

会計事務職員研修等では、法令等の規定の説明に加え、「公務員倫理の徹底」や「不適正な会計処理となり得る要因」を追加し、公金を取り扱っていることの責務や重要性の認識について、改めて職員の意識改革を徹底しました。

全所属の支払計画を確認するとともに納品検査後は速やかに支払手続きを行うよう指導しました。また、業者帳簿等により購入物品が適正に納入されていることを確認しました。

補助金交付団体についても、補助金交付事務マニュアルに基づく適正な会計処理について指導を強化しました。

#### 2 工事施行適正化検査の実施

- 工事施工中の早い段階で、施工計画書どおり施工されているかを確認し、適正な施工管理、安全管理の徹底を指導しました。特に、工事の中断や遅れによる周辺への影響がでないように指導しました。

### II 施策項目に係る結果について

- 別紙「平成23年度 施策項目に係る実施結果報告(会計局)」のとおり

**平成23年度 施策項目に係る実施結果報告(会計局)**  
(平成24年3月末現在)

【取組結果の区分】

- ・目標を上回って達成しました。(例:成果が目標を概ね2割超えて達成されたもの)
- ・目標を達成しました。(例:成果が目標どおり達成されたもの)
- ・目標を一部達成しませんでした。(例:成果の一部が目標に及ばなかったもの)
- ・目標にはいたりませんでした。(例:成果が目標に及ばなかったもの)
- ・引き続き実施します。(例:成果を上げるためには年度を超えて実行する必要があるもの)

役職	会計管理者	氏名	江川 権 一
項 目		実 施 結 果	
<p>◇ 会計事務処理の適正な執行</p> <p>購入物品の現物確認や予算の執行状況を把握するため、各所属長が会計事務自己点検を行い、その点検状況を会計管理者が所属長へのヒアリングにより確認します。</p> <p>また、会計事務職員研修では、「公務員倫理の徹底」や「不適正な会計処理となり得る要因」を説明するとともに、全所属を対象に支払計画の確認や支払いに関するの事前指導、購入した物品の業者帳簿等との確認などを行い、適正な会計事務処理の徹底を図ります。</p> <p>さらに、補助金交付団体についても、補助金交付事務マニュアルに基づく適正な会計事務処理について指導を強化します。</p>		<p>〔成果等〕 引き続き実施します。</p>	
		<p>各所属長が、会計事務自己点検により、現金、通帳および購入した物品等について現物を確認するとともに、支払や発注について進捗状況を確認しました。また、その点検状況を会計管理者が所属長ヒアリングにより確認した結果、適正に執行されていました。</p> <p>会計事務職員およびその管理監督職員に対し、「公務員倫理の徹底」や「不適正な会計事務処理となり得る要因」について研修を行い、改めて職員の意識改革を徹底しました。</p> <p style="text-align: center;">〔 研修実施回数 10回 参加職員数 延べ 587人 〕</p> <p>年度末の支払いについて、事前に全所属の支払計画を確認するとともに、納品検査後は速やかに支払い手続きを行うよう指導しました。また、購入物品に関する業者帳簿等との確認を行った結果、適正に納入されていました。</p> <p style="text-align: center;">〔 確認件数 586品目 〕</p> <p>補助金交付団体についても、補助金交付事務マニュアルに基づく検査において、使いきり意識の排除を徹底するとともに納入業者との取引内容の事実確認を行い指導を強化しました。</p> <p style="text-align: center;">〔 検査団体数 55団体 〕</p>	
<p>◇ 工事施行適正化検査の実施</p> <p>施工計画書どおりに工事が実施されているかを工事工程の早い段階で予告なしに検査し、施工管理、品質管理、安全管理等の徹底を指導します。また、地域住民や周辺環境への影響ができるだけでないように指導します。</p>		<p>〔成果等〕 引き続き実施します。</p> <p>工事施工中の早い段階で、安全管理・施工管理を重点的に検査・確認し、法令違反等の重大な改善事項はありませんでしたが、不適切な事項については口頭指導により改善を求め、適正な施工を確保し品質の向上を図りました。</p> <p>&lt;口頭指導により改善された主な事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接民地側から工事現場へ立ち入りを防止するバリケード、注意看板を設置した。</li> <li>・工期が著しく遅れている箇所のフォローアップの検討を指導し、工期内完成が見込まれるまで進捗した。</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔 検査件数 105件 〕</p>	